

貨物自動車運送事業輸送安全規則第十条第七項の規定に基づき貨物自動車運送事業者が従業員に対して指導及び監督を行うために講じるべき措置 (概要版)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第7項関係)

- ①事業者が従業員に対して、組織的に、効果的かつ適切な指導及び監督を実施するに当たり必要な措置として、以下の事項を定める予定です。
 - ・輸送の安全に関する基本的な方針を定め、全従業員に対して周知を図ること。
 - ・基本的な方針に基づき、事故件数その他の輸送の安全に関する具体的な目標を設定し、それに向けて適切に措置を講じること。
 - ・従業員に対する教育及び研修を体系的に実施する等の措置を講じること。
 - ・事故、災害等に関する報告その他の指導及び監督に資する情報の伝達が適切に行われるよう措置を講じること。
- ②事業者が指導及び監督の実施に当たり配慮すべき事項として、以下の事項を定める予定です。
 - ・相互に密接に関連する事業者がある場合には、基本的な方針の統一等により緊密に連携を図ること。
 - ・基本的な方針の策定や目標の設定等に当たり、経営の責任者と従業員による意見交換等を十分に行い、内部の透明性を確保すること。
 - ・目標の設定に当たっては、事業者全体の目標に加え、個々の事務所の目標を設定する等効果的な目標設定を行うこと。
 - ・教育及び研修の対象となる従業員の年齢、経歴等に応じた具体的な計画を作成し、参加・体験・実践型の手法を取り入れた教育及び研修を実施するとともに、当該教育及び研修を一層充実したものとするためにその効果の確認を行うこと。
 - ・悪質な法令違反等により重大事故を引き起こした場合には、速やかに指導及び監督の内容の見直しを行うこと。